

くぬぎ山地区自然再生協議会について

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

＜活動状況＞

- 第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）
- ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
 - ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置
- くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）
- 第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）
- ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
運営委員13名を選出（協議会正副会長3名、団体委員3名、個人委員2名、地方公共団体5名）
- 第10回自然再生協議会（平成19年1月28日）
- ・運営委員会の報告、今後の進め方を議論
 - ・県として、近郊緑地保全区域の指定を受けた上で、地権者の同意が得られた区域について近郊緑地特別保全地区に指定するという保全策を、今後地権者に説明し理解を得ていきたい旨、県から協議会に対し、説明があった。
- 平成16年11月の第1回協議会より、平成21年3月までに計14回開催
- 自然再生協議会初の事業として、くぬぎ山清掃活動・見学ウォークの開催（平成20年11月2日）
- ▶自然再生協議会の構成員合計66（個人・団体） ※平成21年3月現在



空撮写真



樹林地内の様子

やわた
八幡湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数31。

個人(専門家を含む)17、団体8、関係地方公共団体5、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

4 自然再生事業実施計画

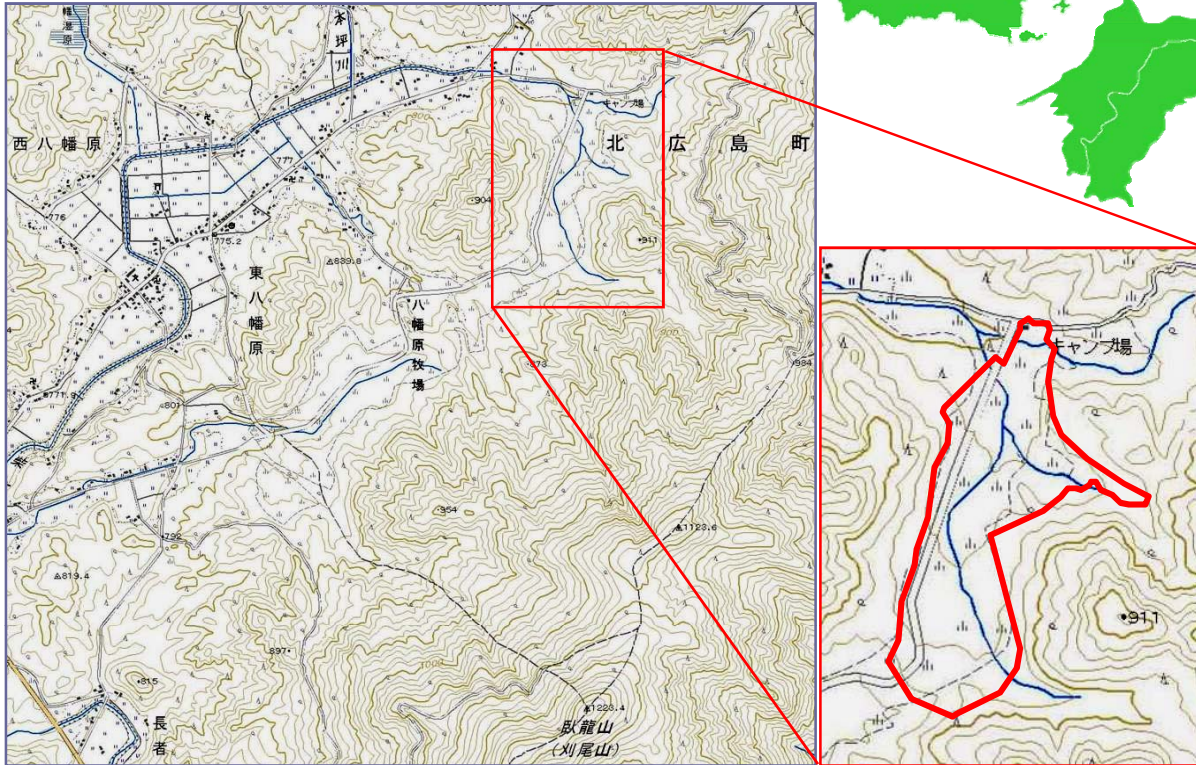
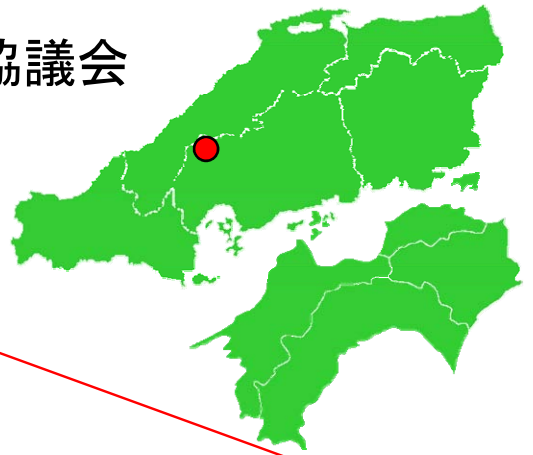
○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：広島県)

自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①立木の伐採、②コンクリート水路の撤去、③自然形態の河川への整備、④河川の堰上げ、⑤導水路の整備等を実施

【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川両岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備」(約480m)、「取水堰3箇所を設置等による河川の堰上げ」、「幹線導水路、補助導水路の整備」等を実施。

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



乾燥化の一因の
コンクリート三面張水路



排水施設や道路建設が原因と思われる
湿原の乾燥化が進行している



周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境や
それを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれている

上サロベツ自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年1月に組織化し、現在の構成員数54。

個人(専門家を含む)28、団体16、関係地方公共団体5、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

平成18年2月に作成。

○自然再生の対象区域

主として豊富町内の国立公園である上サロベツ湿原の区域。

○自然再生の目標

優れた自然景観を備え学術的に価値の高いサロベツ湿原の保全と、自然の恵みのなかで営まれる農業との共生を目指す。

①高層湿原の自然再生、②ペンケ沼の自然再生、③泥炭採取跡地の自然再生、④砂丘林帯湖沼群の自然再生に係る目標のほか、農業の振興や地域づくりについても目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画

(平成18年7月作成、実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発局稚内開発建設部)

①農用地と湿原が直接隣接する箇所内、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。②整備する農業用排水路に設置される沈砂地を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

【進捗状況】

＜農林水産省＞緩衝帯実証試験の実施。

○上サロベツ自然再生事業実施計画（協議会等において協議中）

【進捗状況】

＜環境省＞①水抜き水路の堰き止めによる地下水の流出抑制、②ササ生育地の拡大を防ぐ手法を確立するための試験施工、③サロベツ原生花園園地跡地における盛土表層の剥ぎ取りと泥炭の撒き出しによる植生回復、④泥炭採取跡地における湿原植生の再生と創出等を内容とする実施計画案を作成。